

2024年12月から、

iDeCoの拠出限度額が1.2万円→2万円になります！

2024年12月（2025年1月引き落とし分）以降、公務員共済組合の共済掛金相当額の評価方法を実態にあった算定方法へ見直します。

iDeCoの拠出限度額が2万円まで引き上がり、**拠出限度額（年額）が、これまでの14万4千円から24万円に大幅アップ**します。

※見直し後の公務員の共済掛金相当額は8千円となるため、iDeCoには上限（2万円）までの拠出が可能となります。

より豊かな老後生活を送るために、税制上のメリットが大きいiDeCoの活用を検討してみたいはいかがでしょうか？



✔ iDeCoには3つの税制優遇があります！

①掛金が
全額所得控除

例) 毎月2万円ずつ拠出した場合、
所得税率20%、住民税率10%の
方は、年間7万2千円の節税効果

②運用益も
非課税で再投資

通常の金融商品の運用益は、源泉
分離課税20.315%がかかりますが
iDeCoはこの税金が非課税

③受け取る時も
税制優遇措置

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」による控除

iDeCoへの加入をご希望の場合

iDeCoの加入手続きは、運営管理機関（金融機関等）にて行います。

iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。

なお、2024年12月以降、個人払込の場合には事業主の証明が不要になります。



iDeCo公式サイト

iDeCoの掛金額の変更をご希望の場合

制度見直しに伴い、掛金額の変更を希望される方はお手続きが必要です。

お手続き方法については、iDeCo公式サイトに掲載されておりますので、そちらをご参照の上、ご加入の運営管理機関（金融機関等）へお問い合わせください。

iDeCoの掛金が月別指定（毎月定額拠出以外）の場合、 お手続きが必要です

現在、iDeCoの掛金が月別指定（毎月定額拠出以外）となっている方は、拠出限度額の算定方法見直しに伴い、毎月定額拠出への変更のお手続きが必要です。

切り替え手続きを行わなかった場合、2024年12月分掛金（2025年1月引き落とし）以降、iDeCo掛金が拠出停止となります。一時停止となった期間は、iDeCoの所得控除を受けることができません。一時停止となった期間の掛金の追納はできません。

お手続きの期限が2024年12月6日となりますので、ご自身がiDeCoの手続きをした運営管理機関（金融機関等）へご連絡のうえ、速やかにお手続きください。